

例月現金出納検査報告（令和4年11月24日）

この検査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第11号に規定する検査であり、監査基準に従って検査を実施した。

第1 検査の種類

例月現金出納検査

第2 検査を実施した監査委員名

菅生 泰久

坂巻 儀一

第3 検査の対象

- 1 令和4年7月・8月・9月分の一般会計・特別会計に属する各証拠書類、現金出納状況について
- 2 令和4年7月・8月・9月分の水道事業会計に属する各証拠書類、現金出納状況について
- 3 令和4年7月・8月・9月分の下水道事業会計に属する各証拠書類、現金出納状況について

第4 検査の実施日及び場所

令和4年8月31日 流山市役所及び流山市上下水道局

令和4年9月28日 流山市役所

令和4年10月28日 流山市役所

第5 検査の着眼点、実施内容及び結果

1 各会計別出納状況について

出納検査のために提出された資料に基づき、関係諸帳簿、証拠書類について審査し、かつ、現金残高を照合検査した結果、その計算に誤りがなく諸帳簿、証拠書類も適正に整理されていることが認められた。

2 水道事業会計の現金出納状況について

出納検査のために提出された資料に基づき、関係諸帳簿、証拠書類について審査した結果、その計算に誤りがなく諸帳簿の記載、証拠書類も正しく整理されており、現金預金の出納事務も適正に遂行されていることが認められた。

3 下水道事業会計の現金出納状況について

出納検査のために提出された資料に基づき、関係諸帳簿、証拠書類について審査した結果、その計算に誤りがなく諸帳簿の記載、証拠書類も正しく整理されており、現金預金の出納事務も適正に遂行されていることが認められた。